

小田原市小児医療費助成条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市小児医療費助成条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和4年12月15日（木）
意見提出期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、子育て政策課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（6人）
インターネット	6人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	3件
C	今後の検討のために参考とするもの	2件
D	その他（質問など）	1件

〈具体的な内容〉

(1) 所得制限廃止に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	医療費助成の所得制限撤廃に賛成である。 子育て支援はすべての子どもに平等に行われてほしい。	B	頂いたご意見をもとに、制度改正を進めてまいります。
2	医療費助成に関する所得制限の廃止に全面的に賛成である。 子育て世代を呼び込んで競争力のある市政を行うためにも、本改正は役に立つものとする。	B	
3	高所得者は応分の負担をするべきという考え方は確かにあるが、もろもろの制度や負担が所得に対して累進的である中で、当制度もそのひとつである。 若年層の転入促進・定着促進、子育て世代の応援という観点で、当改正には一定の意味が有ると考える。	B	
4	高校生になっても治療が必要な病気があるため、対象年齢を高校生まで拡大したうえでの所得制限廃止を希望する。	C	

5	<p>高校生まで対象年齢を拡大したうえでの所得制限廃止を希望する。</p> <p>特にアレルギー疾患は長く治療が必要である。</p> <p>慢性疾患を成人になる前にきちんと治療するため、またその後の受診習慣を身に付けるため、年齢の拡大及び所得制限の廃止が必要と考える。</p>	C	<p>きかけを行ってきたところです。この考えに変わりはありませんが、現状では、国の動きが見られず、また、物価高騰などによる子育て世代への経済的負担が大きくなっていることから、現行の所得制限を廃止する方向性を決定いたしました。</p> <p>小児医療費助成事業は子どもを産み育てる環境づくりのための重要な事業であることから、厳しい財政状況の中でも優先的に進めている事業ではありますが、年齢対象の拡大など制度の更なる拡充については、その他のさまざまな子育て支援策と合わせて総合的に検討していきたいと考えています。</p>
---	--	---	--

(2) 療養費の取り扱いに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
6	<p>按摩、鍼、灸、義手、松葉杖等の療養費及び国内で保険診療となる医療行為を国外で受けた際の療養費について、改正後はどのような取り扱いとなるか。</p>	D	<p>改正後も現行と同様に、保険診療となる（国民健康保険法等の医療保険各法に関する給付を受けた場合の）医療費の自己負担額を助成します。</p>